

付 議 第 1 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案

高知県認定こども園条例施行規則（平成 18 年高知県教育委員会規則第 16 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則（平成18年高知県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「に関し」を「に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府
文部科学省
厚生労働省令第2号。以下「府省令」という。）並びに高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）に定めるもののほか、」に改める。

第2条中「意義は」を「意義は、この規則で定めるものを除くほか」に改める。

第3条第2項第5号中「子どもの」を「子どもに対する」に改める。

第6条第1項中「第7条第1項」を「第29条第1項」に、「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同条第2項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省
厚生労働省令第3号。以下「省令」という。）第6条第1号」を「連携型外認定こども園に関し府省令第28条第1号」に、「乳児若しくは幼児の数」を「保育を必要とする子どもに係る利用定員」に、「子どもの数に0.25」を「保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員に0.1」に改め、同条第3項中「省令第6条第2号」を「連携型外認定こども園に関し府省令第28条第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第29条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の設置者がしなければならない変更の届出に関し必要な事項は、高知県教育長（以下「教育長」という。）が定める。

第7条の見出し中「報告の方法」を「報告書等」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第30条第1項及び府省令第29条の規定により連携型外認定こども園の設置者がしなければならない運営の状況の報告は、別記第8号様式によるものとする。

第7条第3項を削り、同条第2項中「省令第7条第2号」を

「連携型外認定こども園に関し、府省令第29条第2号」に、「省令第7条第3号」を「府省令第28条第3号」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる書類に記載する事項にあっては当該報告書を提出する日の属する年の4月1日現在の状況と、同項第4号から第6号までに掲げる書類に記載する事項にあっては当該報告書を提出する日の属する事業年度の計画及び当該事業年度の前事業年度の実績等とする。

第7条第2項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

- 4 法第30条第1項及び府省令第29条の規定により幼保連携型認定こども園の設置者がしなければならない運営の状況の報告に関し必要な事項は、教育長が定める。

第7条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 連携型外認定こども園に関し府省令第29条の教育委員会が定める日は、毎年5月31日（連携型外認定こども園の設置者が条例第5条第1項の規定により認定の辞退をした場合にあっては、当該認定を辞退した日から起算して30日を経過する日）とする。

第8条及び第9条第1項中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改める。

第10条第1項第1号中「に対する」を「に対する教育及び」に、「することができる」を「することができること」に改め、同項第2号中「別表1の(3)」を「別表1の(2)」に、「なければならない」を「なければならないこと」に改め、同項第3号中「長時間利用児に対する保育に従事する者」にあっては「教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者」にあっては「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同条第2項中「前項第2号ただし書又は同項第3号ただし書」を「前項第2号ただし書又は第3号ただし書」に改める。

第11条を削る。

第12条の見出しを「（連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準）」に改め、同条中「別表のとおり」を「別表に定めるとおり」に改め、同条を第11条とする。

第13条及び第14条を削る。

第15条中「高知県教育長」を「教育長」に改め、同条を第12条とする。

別表を次のように改める。

別表（第11条関係）

連携型外認定こども園の認定の基準のうち連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準

1 教育及び保育の基本及び目標

- (1) 連携型外認定こども園における教育及び保育は、零歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供及び家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。
- (2) 連携型外認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領及び厚生労働省が定める保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。
 - ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようにすること。
 - イ 健康かつ安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣及び態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
 - ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情及び信頼感並びに人権を大切にすることを育てるとともに、自立及び協同の態度並びに道徳性の芽生えを培うようにすること。
 - エ 自然等の身近な事象への興味及び関心を育て、これらに対する豊かな心情及び思考力の芽生えを培うようにすること。
 - オ 日常生活の中で、言葉への興味及び関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度及び豊かな言葉の感覚を養うようにすること。
 - カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。

- (3) 連携型外認定こども園は、(2)に定める教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育の狙い及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得ることができるようにしなければならない。

2 連携型外認定こども園として配慮すべき事項

連携型外認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次に掲げる事項について特に配慮しなければならない。

- (1) 当該連携型外認定こども園の利用を始めた年齢の違いにより集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、零歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容並びにその展開について工夫を行うこと。
- (3) 教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児に共通の4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子育て力（子育てを自ら実践する力をいう。以下同じ。）を高める観点に立って、子育て支援事業を実施すること。

3 教育及び保育の計画並びに指導計画

- (1) 連携型外認定こども園における教育及び保育は、2に定める事項を踏まえつつ、連携型外認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にしなければならない。
- (2) 連携型外認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育課程の双方の性格を併せ持つ

教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。

ア 教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。

イ 共通利用時間における1の(3)の教育及び保育の狙い及び内容については、幼稚園教育要領及び厚生労働省が定める保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的な狙いを達成すること。

ウ 家庭及び地域において異なる年齢の子どもと関わる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子どもについては、同一学年の子どもで編制される学級による集団活動とともに、満3歳に満たない子どもを含む異なる年齢の子どもによる活動を、子どもの発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定する等の工夫を行うこと。

エ 受験等を目的とした単なる知識及び特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることがないように配慮すること。

4 環境の構成

連携型外認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 零歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳に満たない子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子どもについては同一学年の子どもで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫を行うこと。

(2) 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭、地域及び連携型外認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるための工夫を行うこと。この場合において、特に満3歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等のための工夫を行うこと。

(3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解及び予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団との関わりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり、広がるように子どもに対する教育及び保育に従事する者との関わりについて工夫を行うこと。

(4) 子どもに対する教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者との信頼関係を十分に築き、子どもとともにより良い教育及び保育の環境を創造すること。

5 日々の教育及び保育の指導における留意点

連携型外認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 零歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこと。

(2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違い等による集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性及び課題に十分留意すること。この場合において、特に満3歳に満たない子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

(3) 1日の生活のリズム及び利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安及び動揺を与えないようにする等配慮すること。

(4) 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で、遊びを中心とする子ど

もの主体的な活動を通して発達を促す経験を得ることができるように、環境の構成、子どもに対する教育及び保育に従事する者の指導等について工夫を行うこと。

- (5) 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠かすことができない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。
- (6) 楽しく食べる経験、食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をとることへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うとともに、利用時間の違いにより食事をとる子どもととらない子どもとがいることにも配慮すること。
- (7) 午睡は、生活のリズムを構成する重要な要素であることから、安心して眠ることができる環境を確保するとともに、利用時間に違いがあること並びに睡眠時間は子どもの発達の状況及び個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- (8) 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達が図られるよう留意すること。
- (9) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と連携型外認定こども園との間で日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。この場合においては、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得ることができるようにすること。
- (10) 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合においては、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるよう配慮すること。

6 小学校教育との連携

連携型外認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

- (1) 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容について工夫を行い、連携を通じた質の向上を図ること。
- (2) 地域の小学校等との交流活動、合同の研修の実施等を通じて、連携型外認定こども園の子どもと小学校等の児童との交流並びに連携型外認定こども園及び小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- (3) 全ての子どもについて、指導要録（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。）の抄本、写し等の子どもの育ちを支えるための資料を送付することにより連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有及び相互理解を深めること。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

申請者 住所
氏名 ⑩
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

連携型外認定こども園認定申請書

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定を受けようとする施設	施設の別	幼稚園	保育所	保育機能施設	
	名称				
	所在地				
	設置年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	定員	人	人	人	
	現員	人	人	人	
認定こども園としての名称及びその長となるべき者の氏名	名称				
	氏名				
認定こども園としての事業の開始予定年月日		年 月 日			
利用定員	区分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計	合計
	保育を必要とする子ども	人	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人	

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 職員の配置に関する書類 (別記第2号様式)
- 2 職員の資格に関する書類 (別記第3号様式)
- 3 施設設備に関する書類 (別記第4号様式)
- 4 教育及び保育の内容に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第4号の教育又は保育の目標及び主な内容について必ず記入してください。)
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施するものについて必ず記入してください。)
- 7 管理運営等に関する書類 (別記第5号様式)
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

第2号様式（第3条関係）

子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置状況

子どもの年齢区分	子どもの人数（人）				職員数（人）	左の職員のうち学級担任の数（人）
	1号認定	2号認定	3号認定	計		
零歳児	/	/				/
1歳児						
2歳児						
3歳児			/			
4歳児						
5歳児						
計						

注 「1号認定」とは子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもを、「2号認定」とは同法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもを、「3号認定」とは同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもをいいます。

第3号様式（第3条関係）

子どもに対する教育及び保育に従事する者の資格

職名	氏名	職務内容	資格の有無		備考
			幼稚園の教員の免許状	保育士の資格	

- 注 1 「職務内容」欄は、担当する子どもの年齢、学級担任であるか等について記入してください。
- 2 資格を証明する書類の写しを添えてください。

第4号様式（第3条関係）

施設設備の概要

建物及びその附属設備の面積	区分	幼稚園	保育所等	合計
	乳児室	m ²	m ²	m ²
	ほふく室	m ²	m ²	m ²
	小計	m ²	m ²	m ²
	保育室	m ²	m ²	m ²
	遊戯室	m ²	m ²	m ²
	小計	m ²	m ²	m ²
	調理室	m ²	m ²	m ²
医務室・保健室	m ²	m ²	m ²	
職員室	m ²	m ²	m ²	
便所	m ²	m ²	m ²	
小計	m ²	m ²	m ²	
合計	m ²	m ²	m ²	
屋外遊技場・運動場	m ²	m ²	m ²	
建物及びその附属設備の配置	同一敷地内 ・ 隣接敷地内 ・ その他			
屋外遊技場の特例の有無	有 ・ 無			
調理室の特例の有無	有 $\left(\begin{array}{l} 1 \text{ 満3歳以上の子どもに対する食事の外部搬入} \\ 2 \text{ 幼稚園型認定こども園であって園内調理の対象} \\ \text{人員が20人未満} \end{array} \right)$ ・ 無			

- 注 1 施設の配置図及び平面図等（当該施設が認定こども園である旨の表示をする場所を明示してください。）を添えてください。
- 2 「建物及びその附属設備の配置」欄、「屋外遊技場の特例の有無」欄及び「調理室の特例の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「建物及びその附属設備の配置」欄の「その他」、「屋外遊技場の特例の有無」欄の「有」又は「調理室の特例の有無」欄の「有」に該当するときは、それぞれの認定の要件に適合することを証明する書類を添えてください。

第5号様式（第3条関係）

管理運営等の概要

利用を希望する教育標準時間認定に係る子どもの選考方法					
保育時間等	区分		幼稚園	保育所等	
	開園時間				
	教育及び保育の時間	平日	教育標準時間認定		
			保育短時間認定		
			保育標準時間認定		
		土曜日	教育標準時間認定		
			保育短時間認定		
			保育標準時間認定		
	延長保育時間		保育短時間認定		
			保育標準時間認定		
	一時預かり		教育標準時間認定		
			在園児以外		
	開園日				
	休園日				
長期休園日					
耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保するための体制の状況					
民間保険等への加入状況					
自己評価、外部評価等の実施状況					
情報開示の状況					

注 「教育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を、「保育短時間認定」とは同法第20条第3項の小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定のうち子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の認定を、「保育標準時間認定」とは同法第20条第3項の小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定のうち同令第4条第1項の保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分の認定をいいます。

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

氏名

⑩

（法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

連携型外認定こども園認定有効期間更新申請書

認定こども園の認定の有効期間の更新を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 認定年月日

注 認定こども園の認定の有効期間が満了する日の30日前までに申請してください。

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

氏名

印

（法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

連携型外認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項各号に掲げる事項等について変更しますので、同法第29条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 変更しようとする内容

変更前	変更後	変更理由

2 変更予定年月日

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所
氏名 ⑩
(法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

連携型外認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、認定こども園の運営の状況について次のとおり関係書類を添えて報告します。

施設の名称及び所在地						
報告の日の前日において在籍している子どもの人数及び利用定員 (月 日現在)	保育を必要とする子ども			保育を必要とする子ども以外 の子ども		
	年齢区分	利用定員	在籍人数	年齢区分	利用定員	在籍人数
	満3歳未満の者	人	人	満3歳未満の者	人	人
	満3歳以上の者	人	人	満3歳以上の者	人	人
	計	人	人	計	人	人

注 次に掲げる書類を添えてください。

- 1 職員の配置に関する書類 (別記第2号様式)
- 2 職員の資格に関する書類 (別記第3号様式)
- 3 施設設備に関する書類 (別記第4号様式)
- 4 教育及び保育の内容に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第4号の教育又は保育の目標及び主な内容について必ず記入してください。)
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施しているものについて必ず記入してください。)
- 7 管理運営等に関する書類 (別記第5号様式)
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、高知県教育委員会が必要があると認める書類

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

氏名

⑩

（法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

連携型外認定こども園認定辞退等届出書

（認定こども園の認定を辞退します・認定こども園を休止します）ので、高知県認定こども園条例第5条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 認定の辞退又は休止の予定年月日
- 3 認定の辞退又は休止の理由
- 4 現に在籍している子どもに対する措置
- 5 休止予定期間
- 6 その他（財産の処分方法等）

注 括弧内のいずれか該当するものを○で囲んでください。

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

氏名

印

（法人その他の団体の場合は、主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

教育保育従事職員等資格特例証明書

高知県認定こども園条例施行規則第10条第1項第2号ただし書又は第3号ただし書の規定に基づき、次の者は、意欲、適性、能力等を有し、かつ、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格の取得に向けた努力を行っていることを証明し、学級担任又は満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者として適当であると認めます。

氏名	
生年月日	
現在有する資格	
履歴	
意欲、適性、能力等を有することに関する所見	
幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格の取得に向けた努力の内容	

- 注 1 現在有する資格を証明する書類の写しを添えてください。
2 資格試験受験票、通信講座受講票等の写しを添えてください。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

高知県認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）、高知県認定こども園条例（平成 18 年高知県条例第 49 号）等の一部改正に伴い、所要の改正をするもの。

2 改正の主な内容

- (1) 連携型外認定こども園の定員変更の届出が必要ない軽微な変更（幼稚園の収容定員又は保育所等の入所定員の変更を伴うものを除く。）の範囲として教育委員会が定める数を、利用定員に 0.25 を乗じた数から 0.1 を乗じた数に変更する。（第 6 条第 2 項）
- (2) 施設の面積の基準等に関する規定（旧第 11 条）、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等に関する規定（旧第 13 条）及び子育て支援事業に関する規定（旧第 14 条）は、条例に規定したため削除する。
- (3) 法律等の改正に伴う字句の整理。

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

高知県認定こども園条例施行規則(抜粋)

高知県認定こども園条例施行規則(抜粋)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県認定こども園条例(平成18年高知県条例第49号。以下「条例」という。)の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)及び条例の施行に関する法律施行令(平成26年政令第203号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年文部科学省令第2号。以下「府省令」という。)並びに高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、この規則で定めるものを除くほか、法及び条例において使用する用語の例による。

(認定申請書)

第3条 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類

(6)～(9) 略

(変更の届出書等)

本則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県認定こども園条例(平成18年高知県条例第49号。以下「条例」という。)の規定に基づき、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)及び条例の施行に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法及び条例において使用する用語の例による。

(認定申請書)

第3条 略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類

(6)～(9) 略

(変更の届出書等)

第6条 法第29条第1項の規定により連携型外認定こども園の設置者が
しなければならぬ変更の届出は、別記第7号様式によるものとする。
2 連携型外認定こども園に関し府省令第28条第1号の教育委員会が定め
る数は、法第4条第1項第3号に規定する保育を必要とする子どもに係
る利用定員又は同項第4号に規定する保育を必要とする子ども以外の子
どもに係る利用定員に0.1を乗じて得た数とする。

3 連携型外認定こども園に関し府省令第28条第2号の教育委員会が定め
るものは、第3条第2項第4号から第6号までに掲げる書類に記載する
事項とする。

4 法第29条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の設置者がしな
ければならぬ変更の届出に関し必要な事項は、高知県教育長(以下
「教育長」という。)が定める。

(運営の状況の報告書等)

第7条 法第30条第1項及び府省令第29条の規定により連携型外認定こ
ども園の設置者がしなければならぬ運営の状況の報告は、別記第8号
様式によるものとする。

2 連携型外認定こども園に関し府省令第29条の教育委員会が定める日
は、毎年5月31日(連携型外認定こども園の設置者が条例第5条第1項
の規定により認定の辞退をした場合にあつては、当該認定を辞退した日
から起算して30日を経過する日)とする。

3 連携型外認定こども園に関し、府省令第29条第2号の教育委員会が定
める事項は第3条第2項第1号から第7号までに掲げる書類に記載する
事項とし、府省令第28条第3号の教育委員会が定める事項は第3条第
2項第8号に掲げる書類に記載する事項とする。この場合において、同
項第1号から第3号まで、第7号及び第8号に掲げる書類に記載する事
項にあつては当該報告書を提出する日の属する年の4月1日現在の状況
と、同項第4号から第6号までに掲げる書類に記載する事項にあつては

第6条 法第7条第1項の規定により認定こども園の設置者がしなければ
ならぬ変更の届出は、別記第7号様式によるものとする。

2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
法律施行規則(平成18年文部科学省厚生労働省令第3号。以下「省
令」という。)第6条第1号の教育委員会が定める数は、法第4条第1
項第3号に規定する乳児若しくは幼児の数又は同項第4号に規定する
子どもの数に0.25を乗じて得た数とする。

3 省令第6条第2号の教育委員会が定めるものは、第3条第2項第4号
から第6号までに掲げる書類に記載する事項とする。

(運営の状況の報告の方法)

第7条 法第8条第1項の規定による報告は、第3条第2項各号に掲げ
る書類を添付した別記第8号様式による報告書を毎年5月31日まで
(認定こども園の認定を辞退した者にあつては、当該認定を辞退した日
から起算して30日以内)に教育委員会に提出することによりしなけれ
ばならない。

2 省令第7条第2号の教育委員会が定める事項は第3条第2項第1号か
ら第7号までに掲げる書類に記載する事項とし、省令第7条第3号の
教育委員会が定める事項は第3条第2項第8号に掲げる書類に記載す
る事項とする。

当該報告書を提出する日の属する事業年度の計画及び当該事業年度の前事業年度の実績等とする。

4 法第30条第1項及び府省令第29条の規定により幼保連携型認定こども園の設置者がしなければならない運営の状況の報告に関し必要な事項は、教育長が定める。

(認定の辞退及び休止の届出書)

第8条 条例第5条第1項の規定により連携型外認定こども園の設置者がしなければならない認定の辞退及び休止の届出は、別記第9号様式によるものとする。

(再開の届出)

第9条 条例第5条第1項の規定により連携型外認定こども園の休止を届け出た者は、当該連携型外認定こども園を再開しようとするときは、あらかじめ、別記第10号様式によりその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 略

(職員の資格の特例)

第10条 条例別表2の(3)の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者について、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者とすることが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者を当該満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者とすることができること。

3 第1項の報告書に添付する第3条第2項各号に掲げる書類については4は、同項第1号から第3号まで、第7号及び第8号の書類にあっては4月1日現在の状況を、同項第4号から第6号までの書類にあっては当該報告書を提出する日の属する事業年度の計画及び当該事業年度の前事業年度の実績等を記載しなければならない。

(認定の辞退及び休止の届出書)

第8条 条例第5条第1項の規定により認定こども園の設置者がしなければならない認定の辞退及び休止の届出は、別記第9号様式によるものとする。

(再開の届出)

第9条 条例第5条第1項の規定により認定こども園の休止を届け出た者は、当該認定こども園を再開しようとするときは、あらかじめ、別記第10号様式によりその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 略

(職員の資格の特例)

第10条 条例別表2の(3)の教育委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 満3歳以上の子どもに対する保育に従事する者について、幼稚園の教員の免許状及び保育士の資格を併有する者とすることが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格のいずれかを有する者を当該満3歳以上の子どもに対する保育に従事する者とすることができること。

(2) 前号の規定にかかわらず、学級担任(条例別表1の(2)の職員をいう。以下この号において同じ。)にあっては、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならぬこと。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者が困難であるときは、保育士の資格を有する者であつて、その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当であると認められるものを、その者が幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。

(3) 第1号の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者にあつては、保育士の資格を有する者でなければならぬこと。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、満3歳以上の子どもうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者を保育士の資格を有する者が困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であつて、その意欲、適性、能力等を考慮して満3歳以上の子どもうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者として適当であると認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該満3歳以上の子どもうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者とすることができる。

2 前項第2号ただし書又は第3号ただし書の規定の適用を受けようとするときは、あらかじめ、別記第11号様式による教育保育従事職員等資格特例証明書を教育委員会に提出しなければならない。

(2) 前号の規定にかかわらず、学級担任(条例別表1の(3)の職員をいう。以下この号において同じ。)にあっては、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならぬこと。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者が困難であるときは、保育士の資格を有する者であつて、その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当であると認められるものを、その者が幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。

(3) 第1号の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児に対する保育に従事する者にあつては、保育士の資格を有する者でなければならぬこと。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において、満3歳以上の子どもうち長時間利用児に対する保育に従事する者を保育士の資格を有する者とすることが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であつて、その意欲、適性、能力等を考慮して満3歳以上の子どもうち長時間利用児に対する保育に従事する者として適当であると認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該満3歳以上の子どもうち長時間利用児に対する保育に従事する者とすることができる。

2 前項第2号ただし書又は同項第3号ただし書の規定の適用を受けようとするときは、あらかじめ、別記第11号様式による教育保育従事職員等資格特例証明書を教育委員会に提出しなければならない。

(施設の面積の基準等)

第11条 条例別表3の(3)の教育委員会規則で定める園舎の面積(満3歳に満たない子どもに対する保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもに対する保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもに対する保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)の基準は、次

の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に定める面積以上であることとする。ただし、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において、その保育室又は遊戯室の面積が次項本文(満2歳に満たない子どもに対する保育を行うとき)にあっては、その保育室又は遊戯室の面積に係る次項本文及びその乳児室又はほふく室の面積に係る第6項)に規定する基準を満たすときを除く(幼保連携型認定こども園にあっては当該幼保連携型認定こども園を構成する保育所、幼稚園型認定こども園にあっては当該幼稚園型認定こども園を構成する認可外保育施設が当該基準を満たすときの当該幼保連携型認定こども園を構成する保育所又は幼稚園型認定こども園を構成する認可外保育施設に限る。)

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

2 条例別表3の(5)の教育委員会規則で定める保育室又は遊戯室の面積の基準は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であることとする。ただし、満3歳以上の子どもについて、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園において、その園舎の面積(満3歳に満たない子どもに対する保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもに対する保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもに対する保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)が前項本文に規定する基準を満たすときを除く(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園又は幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園が当該基準を満たすときの当該幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園又は幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園に限る。)

3 条例別表3の(5)の教育委員会規則で定める屋外遊戯場の面積の基準は、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の認定を受け、場合によっては第1号及び第2号に掲げる基準により算定した面積を合計した面積以上、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園

も園の認定を受ける場合においては第2号に掲げる基準により算定した面積以上であることとする。

(1) 認定こども園を構成する幼稚園における次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

(2) 認定こども園を構成する保育所又は認可外保育施設に入所させる満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル

4 条例別表3の(5)の教育委員会規則で定める調理室の面積の基準は、当該施設に受け入れる子どもに対する食事の提供をするために支障のない面積以上であることとする。

5 条例別表3の(7)の教育委員会規則で定める要件は、次に掲げる事項の全てを満たすこととする。

(1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士(栄養士法(昭和22年法律第245号)第1条第1項に規定する栄養士をいう。以下この号において同じ。)により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(3) 調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。

(4) 子どもの年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供、食物アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に配慮することができること。

(5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づき食事の提供に努めること。

6 条例別表3の(9)の教育委員会規則で定める乳児室の面積の基準は満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積の基準は満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上であることとする。

(教育及び保育の内容)

第12条 条例別表4の(2)の教育委員会規則で定める基準は、別表のとおりとする。

(子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等)

第13条 条例別表5の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は、教育及び保育の要であり、自らその向上に努めること。

(2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには、日々の指導計画の作成、教材の準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間及び休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

(3) 幼稚園の教員の免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解を図ること。

(4) 認定こども園の長及び職員に対する認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該研修の機会を確保することができるよう勤務体制の組立て等に配慮すること。

(5) 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

(子育て支援事業)

(連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準)

第11条 条例別表4の(2)の教育委員会規則で定める基準は、別表に定めるとおりとする。

第14条 条例別表6の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者の子育て力の向上を積極的に支援すること。この場合においては、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、地域の子育て世帯に対して働きかけていくよう努めること。

(2) 保護者が希望するときに利用することが可能な体制を確保するため、省令第2条各号に掲げる事業のうち複数の事業を週3日以上実施すること。

(3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵(かん)養し、その専門性及び資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、特定非営利活動法人、専門機関等と連携する等、様々な地域の人材及び社会資源をいかしていくこと。

(委任)

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、高知県教育長が定める。

別表(第12条関係)

教育及び保育の内容の基準

1 教育及び保育の基本及び目標

(1) 認定こども園における教育及び保育は、零歳から就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供及び家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

(委任)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表(第11条関係)

連携型外認定こども園の認定の基準のうち連携型外認定こども園における教育及び保育の内容の基準

1 教育及び保育の基本及び目標

(1) 連携型外認定こども園における教育及び保育は、零歳から小学校就学前までの全ての子どもを対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満3歳以上の子どもに対する学校教育法(昭和22年法律第26号)第23条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供及び家庭において養育されることが困難な子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならない。

(2) 連携型外認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領及び厚生労働省が定める保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようすること。

イ 健康かつ安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣及び態度を育て、健全な心身の基礎を培うようすること。

ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情及び信頼感並びに人権を大切にすることを育てるとともに、自立及び協同の態度並びに道徳性の芽生えを培うようすること。

エ 自然等の身近な事象への興味及び関心を育て、これらに対する豊かな心情及び思考力の芽生えを培うようすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味及び関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度及び豊かな言葉の感覚を養うようすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようすること。

(3) 連携型外認定こども園は、(2)に定める教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達状況等に応じ、より具体化した教育及び保育の狙い及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得ることができるようにならなければならない。

2 連携型外認定こども園として配慮すべき事項

連携型外認定こども園において教育及び保育を行うに当たっては、次に掲げる事項について特に配慮しなければならない。

(1) 当該連携型外認定こども園の利用を始めた年齢の違いにより集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、零歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続

(2) 認定こども園は、次に掲げる幼稚園教育要領及び厚生労働省が定める保育所保育指針の目標が達成されるように教育及び保育を提供しなければならない。

ア 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようすること。

イ 健康かつ安全で幸福な生活のための基本的な生活習慣及び態度を育て、健全な心身の基礎を培うようすること。

ウ 人との関わりの中で、人に対する愛情及び信頼感並びに人権を大切にすることを育てるとともに、自立及び協同の態度並びに道徳性の芽生えを培うようすること。

エ 自然等の身近な事象への興味及び関心を育て、これらに対する豊かな心情及び思考力の芽生えを培うようすること。

オ 日常生活の中で、言葉への興味及び関心を育て、喜んで話したり、聞いたりする態度及び豊かな言葉の感覚を養うようすること。

カ 多様な体験を通して豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようすること。

(3) 認定こども園は、(2)の教育及び保育の目標を達成するため、子どもの発達状況等に応じ、より具体化した教育及び保育の狙い及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるように環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得ることができるようにならなければならない。

2 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容

認定こども園における教育及び保育は、次に掲げる認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を含むものでなければならない。

(1) 当該認定こども園の利用を始めた年齢の相違により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等、零歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮

性を考慮して展開していくこと。

- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の生活形態を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容並びにその展開について工夫を行うこと。
- (3) 教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児に共通の4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子育て力(子育てを自ら実践する力をいう。以下同じ。)を高める観点に立って、子育て支援事業を実施すること。

3 教育及び保育の計画並びに指導計画

- (1) 連携型外認定こども園における教育及び保育は、2に定める事項を踏まえつつ、連携型外認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にしなければならない。
- (2) 連携型外認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育課程の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。
 - ア 教育時間相当利用児及び教育及び保育時間相当利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
 - イ 共通利用時間における1の(3)の教育及び保育の狙い及び内容については、幼稚園教育要領及び厚生労働省が定める保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的な狙いを達成すること。

して展開していくこと。

- (2) 子どもの1日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した子どもの利用時間及び登園日数の相違を踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫を行うこと。
- (3) 短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間(以下「共通利用時間」という。)において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行う教育活動の充実を図ること。
- (4) 保護者及び地域の子育て力を高める観点に立って、子育て支援事業を実施すること。

3 教育及び保育の計画並びに指導計画

- (1) 認定こども園における教育及び保育は、2の認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容を踏まえつつ、認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にしなければならない。
- (2) 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる事項に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育課程の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならない。
 - ア 短時間利用児及び長時間利用児がいるため、指導計画の作成に当たり、子どもの1日の生活時間に配慮し、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
 - イ 共通利用時間における1の(3)の教育及び保育の狙い及び内容については、幼稚園教育要領及び厚生労働省が定める保育所保育指針に基づき実施し、指導計画に定めた具体的な狙いを達成すること。

成すること。

ウ 家庭及び地域において異なる年齢の子ともと関わる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子ともについては、同一学年の子ともで編制される学級による集団活動とともに、満3歳に満たない子どもを含む異なる年齢の子ともによる活動を、子ども達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせて設定する等の工夫を行うこと。

エ 受験等を目的とした単なる知識及び特別な技能の早期獲得の意を指すような、いわゆる早期教育となることのないよう配慮すること。

4 環境の構成

連携型外認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 零歳から小学校就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳に満たない子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子ともについては同一学年の子ともで編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫を行うこと。

(2) 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、家庭、地域及び連携型外認定こども園における生活の連続性を確保するため、子ども達の生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるための工夫を行うこと。この場合において、特に満3歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子ともについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等のための工夫を行うこと。

(3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解及び予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団との関わりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学び合いが深まり、広がる

ウ 家庭及び地域において異なる年齢の子ともと関わる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の子ともについては、同一学年の子ともで編制される学級による集団活動とともに、満3歳に満たない子どもを含む異なる年齢の子ともによる活動を、認定こども園それぞれで工夫し、子ども達の状況の相違にも配慮しつつ適切に組み合わせていくよう努めること。

エ 受験等を目的とした単なる知識及び特別な技能の早期獲得の意を指すような、いわゆる早期教育となることのないよう配慮すること。

4 環境の構成

認定こども園における園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 様々な年齢の子ともが利用するため、子どもの発達の特性を踏まえ、満3歳に満たない子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の子ともについては集団による活動の充実、異なる年齢の子ともによる交流等が図られるよう工夫すること。

(2) 利用時間が異なる多様な子どもがいることから、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性の観点から、子ども達の生活が安定するよう1日の生活のリズムを整えるよう工夫すること。この場合において、特に満3歳に満たない子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満3歳以上の子ともについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫を行うこと。

(3) 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解及び予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団との関わりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学び合いが深まり、広がる

ように子どもに対する教育及び保育に従事する者との関わりについて工夫を行うこと。

- (4) 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となつていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者との信頼関係を十分に築き、子どもとともにより良い教育及び保育の環境を創造すること。

5 日々の教育及び保育の指導における留意点

連携型外認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 零歳から小学校就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- (2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違い等による集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性及び課題に十分留意すること。この場合において、特に満3歳に満たない子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携及び協力を図る等十分留意すること。

- (3) 1日の生活のリズム及び利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもにも不安及び動揺を与えないように配慮すること。

- (4) 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で、遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験を得ることができるように、環境の構成、子どもに対する教育及び保育に従事する者の指導等について工夫を行うこと。

- (5) 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発達及び発達に欠かすことができない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。

ように子どもの教育及び保育に従事する者との関わりを工夫すること。

- (4) 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となつていることを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者との信頼関係を十分に築き、子どもとともにより良い教育及び保育の環境を創造すること。

5 日々の教育及び保育の指導における留意点

認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 零歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活及び遊びを通して総合的な指導を行うこと。
- (2) 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性及び課題に十分留意すること。この場合において、特に満3歳に満たない子どもについては、大人への依存度が極めて高い等の特性があることから、個別的な対応を図るとともに、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携協力を図ること。

- (3) 1日の生活のリズム及び利用時間が異なる子どもが一つの施設で過ごすことを踏まえ、子どもにも不安及び動揺を与えないように配慮する等の配慮を行うこと。

- (4) 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で、遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促す経験を得ることができるように、環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫すること。

- (5) 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発達及び発達に欠かすことができない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。

(6) 楽しく食べる経験、食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をとることへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うとともに、利用時間の違いにより食事をとる子どもととらない子どもとがいることにも配慮すること。

(7) 午睡は、生活のリズムを構成する重要な要素であることから、安心して眠ることができ環境を確保するとともに、利用時間に違いがあること並びに睡眠時間は子どもの発達の状況及び個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

(8) 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達を図られるよう留意すること。

(9) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と連携型外認定こども園との間で日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。この場合においては、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得ることができるようになること。

(10) 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合においては、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるよう配慮すること。

6 小学校教育との連携

連携型外認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

(1) 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校

(6) 楽しく食べる経験、食に関する様々な体験活動等を通じて、食事をとることへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組を行うとともに、利用時間の相違により食事をとる子どもととらない子どもとがいることに配慮すること。

(7) 午睡は、生活のリズムを構成する重要な要素であることから、安心して眠ることができ環境を確保するとともに、利用時間に相違があること並びに睡眠時間は子どもの発達の状況及び個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。

(8) 子どもの健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下で健やかな発達を図られるよう留意すること。

(9) 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園との間で日常の子どもの様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等、日常的な連携を図ること。この場合においては、職員間の連絡及び協力体制を築き、家庭からの信頼を得ることができるようになること。

(10) 教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育て力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育て力の向上及び子育て経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合においては、保護者の生活スタイルが異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるよう配慮すること。

6 小学校教育との連携

認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、小学校教育との連携を図らなければならない。

(1) 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校

教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容について工夫を
行い、連携を通じた質の向上を図ること。

- (2) 地域の小学校等との交流活動、合同の研修の実施等を通じ
て、連携型外認定こども園の子どもと小学校等の児童との交流並
びに連携型外認定こども園及び小学校等の職員同士の交流を積極
的に進めること。
- (3) 全ての子どもについて、指導要録(学校教育法施行令(昭和28
年政令第340号)第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況
を記録した書類の原本をいう。)の抄本、写し等の子どもの育ち
を支えるための資料を送付することにより連携する等、教育委員
会、小学校等との積極的な情報の共有及び相互理解を深めるこ
と。

別記第1号様式(第3条関係)
連携型外認定こども園認定申請書
[別紙参照]

第2号様式(第3条関係)
子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置状況
[別紙参照]

第3号様式(第3条関係)
子どもに対する教育及び保育に従事する者の資格
[別紙参照]

第4号様式(第3条関係)
施設設備の概要
[別紙参照]

教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容を工夫し、連携
を通じた質の向上を図ること。

- (2) 地域の小学校等との交流活動、合同の研修の実施等を通じ
て、認定こども園の子どもと小学校等の児童との交流並びに認定
こども園及び小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。
- (3) 全ての子どもについて指導要録(学校教育法施行令(昭和28年
政令第340号)第31条に規定する児童等の学習及び健康の状況を
記録した書類の原本をいう。)の抄本、写し等の子どもの育ちを
支えるための資料を送付することにより連携する等、教育委員
会、小学校等との積極的な情報の共有及び相互理解を深めるこ
と。

別記第1号様式(第3条関係)
認定こども園認定申請書
[別紙参照]

第2号様式(第3条関係)
子どもの教育及び保育に従事する者の配置状況
[別紙参照]

第3号様式(第3条関係)
子どもの教育及び保育に従事する者の資格
[別紙参照]

第4号様式(第3条関係)
施設設備の概要
[別紙参照]

第5号様式(第3条関係)

管理運営等の概要

[別紙参照]

第6号様式(第4条関係)

連携型外認定こども園認定有効期間更新申請書

[別紙参照]

第7号様式(第6条関係)

連携型外認定こども園変更届出書

[別紙参照]

第8号様式(第7条関係)

連携型外認定こども園運営状況報告書

[別紙参照]

第9号様式(第8条関係)

連携型外認定こども園認定辞退等届出書

[別紙参照]

第10号様式(第9条関係)

連携型外認定こども園再開届出書

[別紙参照]

第11号様式(第10条関係)

教育保育従事職員等資格特例証明書

[別紙参照]

第5号様式(第3条関係)

管理運営等の概要

[別紙参照]

第6号様式(第4条関係)

認定こども園認定有効期間更新申請書

[別紙参照]

第7号様式(第6条関係)

認定こども園変更届出書

[別紙参照]

第8号様式(第7条関係)

認定こども園運営状況報告書

[別紙参照]

第9号様式(第8条関係)

認定こども園認定辞退(休止)届出書

[別紙参照]

第10号様式(第9条関係)

認定こども園再開届出書

[別紙参照]

第11号様式(第10条関係)

教育保育従事職員等資格特例証明書

[別紙参照]

別記
第1号様式 (第3条関係)

高知県教育委員会 様

申請者 住所
氏名 印

(法人その他の団体にあっては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号)

連携型外認定こども園認定申請書

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定を受けよ うとする施設	施設の別 名称 所在地 設置年月日 定員 現員	幼稚園	保育所	保育機能施設	認定こども園としての事業の開始予定年月日				
					年	月	日		
認定こども園 としての名称 及び長となる べき者の氏名	名称 氏名								
利用	区分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計	年	月	日	合計	

別記
第1号様式 (第3条関係)

高知県教育委員会 様

申請者 住所
氏名 印

(法人その他の団体にあっては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園認定申請書

認定こども園の認定を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
供の推進に関する法律第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認定を受けよ うとする施設	施設の別 名称 所在地 設置年月日 定員 現員	認可幼稚園	認可保育所	認可外保育施設	認定こども園としての事業の開始予定年月日				
					年	月	日		
認定こども園 としての名称 及び長となる べき者の氏名	名称 氏名								
定員	区分	満3歳未満の者	満3歳以上の者	計	年	月	日	合計	

定員	保育を必要とする子ども	人	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人	人

注 次の書類を添えてください。

- 1 職員の配置に関する書類 (別記第2号様式)
- 2 職員の資格に関する書類 (別記第3号様式)
- 3 施設設備に関する書類 (別記第4号様式)
- 4 教育及び保育の内容に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第4号の教育及び保育の目標並びに主な内容について必ず記入してください。)
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施するものについて必ず記入してください。)

- 7 管理運営等に関する書類 (別記第5号様式)
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、教育委員会が必要があると認める書類

	保育に欠ける子ども	人	人	人
	保育に欠ける子ども以外の子ども	人	人	人

注 次の書類を添えてください。

- 1 職員の配置に関する書類 (別記第2号様式)
- 2 職員の資格に関する書類 (別記第3号様式)
- 3 施設設備に関する書類 (別記第4号様式)
- 4 教育及び保育の内容に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第4条第4号の教育及び保育の目標並びに主な内容について必ず記入してください。)
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第4条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施するものについて必ず記入してください。)

- 7 管理運営等に関する書類 (別記第5号様式)
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、教育委員会が必要があると認める書類

第2号様式 (第3条関係)

子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置状況

子どもの 年齢区分	子どもの人数 (人)			職員数 (人)	左の職員のうち学級 担任の数 (人)
	1号認定	2号認定	3号認定		
0歳児					
1歳児					
2歳児					
3歳児					
4歳児					
5歳児					
計					

注「1号認定」とは子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども
の区分についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもを、「2号認定」とは同法第19条
第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども区分についての同法第20条第1項の認定を受け
た子どもを、「3号認定」とは同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども区分
についての同法第20条第1項の認定を受けた子どもをいいます。

第2号様式 (第3条関係)

子どもの教育及び保育に従事する者の配置状況

子どもの 年齢	子どもの人数 (人)			職員数 (人)	左の職員のうち学級 担任の数 (人)
	短時間利用児	長時間利用児	計		
0歳					
1歳					
2歳					
3歳					
4歳					
5歳					
計					

第3号様式 (第3条関係)

子どもに対する教育及び保育に従事する者の資格

職名	氏名	職務内容	資格の有無		備考
			幼稚園の教員の免許状	保育士の資格	

注 1 「職務内容」欄は、担当する子どもの年齢、学級担任であるか等について記入してください。

2 資格を証明する書類の写しを添えてください。

第3号様式 (第3条関係)

子どもの教育及び保育に従事する者の資格

職名	氏名	職務内容	資格の有無		備考
			幼稚園の教員の免許状	保育士の資格	

注 1 「職務内容」欄は、担当する子どもの年齢、学級担任であるか等について記入してください。

2 資格を証明する書類の写しを添えてください。

第4号様式 (第3条関係)

施設設備の概要

建物及びその附属設備の面積	区分	幼稚園	保育所等	合計
	乳児室	m	m	m
	ほふく室	m	m	m
	小計	m	m	m
	保育室	m	m	m
	遊戯室	m	m	m
	小計	m	m	m
	調理室	m	m	m
	医務室・保健室	m	m	m
	職員室	m	m	m
	便所	m	m	m
	小計	m	m	m
	合計	m	m	m
	屋外遊戯場・運動場	m	m	m
建物及びその附属設備の配置	同一敷地内・隣接敷地内・その他			
屋外遊戯場の特例の有無	有・無			

第4号様式 (第3条関係)

施設設備の概要

建物及びその附属設備の面積	区分	幼稚園	保育所等	合計
	乳児室	m	m	m
	ほふく室	m	m	m
	小計	m	m	m
	保育室	m	m	m
	遊戯室	m	m	m
	小計	m	m	m
	調理室	m	m	m
	医務室・保健室	m	m	m
	職員室	m	m	m
	便所	m	m	m
	小計	m	m	m
	合計	m	m	m
	屋外遊戯場・運動場	m	m	m
建物及びその附属設備の配置	同一敷地内・隣接敷地内・その他			
屋外遊戯場の特例の有無	有・無			

調理室の特例の有無	有	1 満3歳以上の子どもに対する食事の外部搬入 2 幼稚園型認定こども園であって園内調理の対象人員が20人未満	無
	無		

調理室の特例の有無	有	無
	無	

- 注 1 施設の配置図及び平面図等（当該施設が認定こども園である旨の表示をする場所を明示してください。）を添えてください。
- 2 「建物及びその附属設備の配置」欄、「屋外遊戯場の特例の有無」欄及び「調理室の特例の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「建物及びその附属設備の配置」欄の「その他」、「屋外遊戯場の特例の有無」欄の「有」又は「調理室の特例の有無」欄の「有」に該当するときは、それぞれの認定の要件を満たすことを証明する書類を添えてください。

- 注 1 施設の配置図及び平面図等を添えてください。
- 2 「建物及びその附属設備の配置」欄、「屋外遊戯場の特例の有無」欄及び「調理室の特例の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「建物及びその附属設備の配置」欄の「その他」、「屋外遊戯場の特例の有無」欄の「有」又は「調理室の特例の有無」欄の「有」に該当するときは、それぞれの認定の要件を満たすことを証明する書類を添えてください。

第5号様式 (第3条関係)

管理運営等の概要

利用を希望する 教育標準時間認 定に係る子ども の選考方法	区分		幼稚園	保育所等	
	開園時間 教育及 び保育 の時間	平日			教育標準時間認定
					保育短時間認定
					保育標準時間認定
	土曜日	教育標準時間認定			
		保育短時間認定			
		保育標準時間認定			
	延長保育時間	保育短時間認定			
		保育標準時間認定			
		教育標準時間認定			
	一時預かり	在園児以外			
	開園日				
休園日					
長期休園日					
耐震、防災、防 犯等子どもの健 康及び安全を確 保するための体 制の状況					

第5号様式 (第3条関係)

管理運営等の概要

利用を希望する 子どもの選考方 法	区分		幼稚園	保育所等
	保育 時間	平日		
		土曜日		
	預かり・延長保育 時間			
	開園日			
	休園日			
	長期休園日			
耐震、防災、防 犯等子どもの健 康及び安全を確 保するための体 制の状況				
民間保険等への 加入状況				
自己評価、外部 評価等の実施状 況				

民間保険等への加入状況	
自己評価、外部評価等の実施状況	
情報開示の状況	

	情報開示の状況
--	---------

注 「教育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての同法第20条第1項の認定を、「保育短時間認定」とは同法第20条第3項の小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定のうち子ども・子育て支援法施行規則第4条第1項の保育の利用について1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の区分の認定を、「保育標準時間認定」とは同法第20条第3項の小学校就学前子どもに係る保育必要量の認定のうち同法第4条第1項の保育の利用について1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の区分の認定をいいます。

第6号様式 (第4条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

氏名

印

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号)

連携型外認定こども園認定有効期間更新申請書

認定こども園の認定の有効期間の更新を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 認定年月日

注 認定の有効期間が満了する日の30日前までに提出してください。

第6号様式 (第4条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

氏名

印

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園認定有効期間更新申請書

認定こども園の認定の有効期間の更新を受けたいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

1 施設の名称及び所在地

2 認定年月日

注 認定の有効期間が満了する日の30日前までに提出してください。

第7号様式（第6条関係）

高知県教育長 様

年 月 日

設置者 住所

氏名

印

（ 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号 ）

連携型外認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項各号に掲げる事項等について変更します。同法第29条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更しようとする内容

変更前	変更後	変更理由

2 変更予定年月日

第7号様式（第6条関係）

高知県教育長 様

年 月 日

設置者 住所

氏名

印

（ 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 ）

認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第4条第1項各号に掲げる事項等について変更したいので、同法第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更したい内容

変更前	変更後	変更理由

2 変更予定年月日

第8号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

氏名 印

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号)

連携型外認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、認定こども園の運営の状況について次のとおり関係書類を添えて報告します。

施設の名称及び所在地 報告の日の前日において在籍している子ども及び利用定員 (月 日現在)	保育を必要とす子ども		保育を必要とする子ども以外の子ども	
	年齢区分	利用定員	在籍人数	利用定員
	満3歳未満の者			在籍人数
	満3歳以上の者	人	人	人
	計		計	

第8号様式 (第7条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

設置者 住所

氏名 印

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第8条第1項の規定により、認定こども園の運営の状況について次のとおり報告します。

施設の名称及び所在地 報告の日の前日において保育している子どもの人数 (月 日現在)	保育に欠ける子ども	保育に欠ける子ども以外の子ども	乳児	乳児
	人	人	幼児(満3歳未満)	幼児(満3歳未満)
	人	人	幼児(満3歳以上)	幼児(満3歳以上)

注 次の書類を添えてください。

- 1 職員の配置に関する書類 (別記第2号様式)
- 2 職員の資格に関する書類 (別記第3号様式)
- 3 施設設備に関する書類 (別記第4号様式)
- 4 教育及び保育の内容に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第4号の教育及び保育の目標並びに主な内容について必ず記入してください。)
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第8条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施しているものについて必ず記入してください。)
- 7 管理運営等に関する書類 (別記第5号様式)
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、教育委員会が必要があると認める書類

注 次の書類を添えてください。

- 1 職員の配置に関する書類 (別記第2号様式)
- 2 職員の資格に関する書類 (別記第3号様式)
- 3 施設設備に関する書類 (別記第4号様式)
- 4 教育及び保育の内容に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第4条第4号の教育及び保育の目標並びに主な内容について必ず記入してください。)
- 5 子どもに関する教育及び保育に従事する者の資質の向上に関する書類
- 6 子育て支援事業に関する書類 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第4条第5号の同令第2条各号に掲げる事業のうち実施するものについて必ず記入してください。)
- 7 管理運営等に関する書類 (別記第5号様式)
- 8 保育料、授業料その他の徴収金に係る規定に関する書類
- 9 1から8までの書類のほか、教育委員会が必要があると認める書類

第9号様式 (第8条関係)

高知県教育長 様

年 月 日

設置者 住所

氏名

印

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号)

連携型外認定こども園認定辞退 (休止) 届出書

(認定こども園の認定を辞退します・認定こども園を休止します) ので、高知県認定こども園条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 認定の辞退又は休止の予定年月日
- 3 認定の辞退又は休止の理由
- 4 現に在籍している子どもに対する措置
- 5 休止予定期間
- 6 その他 (財産の処分等)

注 括弧内のいずれか該当するものを○で囲んでください。

第9号様式 (第8条関係)

高知県教育長 様

年 月 日

設置者 住所

氏名

印

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園認定辞退 (休止) 届出書

(認定こども園の認定を辞退したい・認定こども園を休止したい) ので、高知県認定こども園条例第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 認定の辞退又は休止の予定年月日
- 3 認定の辞退又は休止の理由
- 4 現に入園している者に対する措置
- 5 休止予定期間
- 6 その他 (財産の処分等)

注 括弧内の「認定こども園の認定を辞退したい」又は「認定こども園を休止したい」のいずれか該当するものを○で囲んでください。

第10号様式 (第9条関係)

高知県教育長 様

年 月 日

設置者 住所
氏名 印

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号)

連携型外認定こども園再開届出書

認定こども園を再開しますので、高知県認定こども園条例施行規則第9条第1項の規定により、下記のとおりに届け出ます。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 再開予定年月日
- 3 認定こども園を再開することができることとなった事情等
- 4 休止していた期間

第10号様式 (第9条関係)

高知県教育長 様

年 月 日

設置者 住所
氏名 印

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園再開届出書

認定こども園を再開したいので、高知県認定こども園条例施行規則第9条第1項の規定により、次のとおりに届け出ます。

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 再開予定年月日
- 3 認定こども園を再開することができることとなった事情等
- 4 休止していた期間

第11号様式 (第10条関係)

高知県教育長 様

年 月 日

設置者 住所

氏名

印

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号)

教育保育従事職員等資格特例証明書

高知県認定こども園条例施行規則第10条第1項第2号ただし書又は第3号ただし書の規定に基づき、次の者は、意欲、適性、能力等を有し、かつ、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格の取得に向けた努力を行っていることを証明し、学級担任又は満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児に対する保育に従事する者として適当であると認めます。

氏名	
生年月日	
現在有する資格	
履歴	
意欲、適性、能力等を有することに関する所見	

第11号様式 (第10条関係)

高知県教育長 様

年 月 日

設置者 住所

氏名

印

(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

教育保育従事職員等資格特例証明書

高知県認定こども園条例施行規則第10条第1項第2号ただし書又は第3号ただし書の規定に基づき、次の者は、意欲、適性、能力等を有し、かつ、幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格の取得に向けた努力を行っていることを証明し、学級担任又は満3歳以上の子どものうち長時間利用児に対する保育に従事する者として適当であると認めます。

氏名	
生年月日	
現在有する資格	
履歴	
意欲、適性、能力等を有することに関する所見	

	<p>幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格の取得に向けた努力の内容</p>
--	---------------------------------------

- 注 1 現在有する資格を証明する書類の写しを添えてください。
 2 資格試験受験票、通信講座受験票等の写しを添えてください。

	<p>幼稚園の教員の免許状又は保育士の資格の取得に向けた努力の内容</p>
--	---------------------------------------

- 注 1 現在有する資格を証明する書類の写しを添えてください。
 2 資格試験受験票、通信講座受験票等の写しを添えてください。

認定こども園4類型の比較

